

企画競争実施の公示

令和 6 年 3 月 1 日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1) 調達件名：令和 6 年度遠賀川流域情報収集及び周知作業
- (2) 調達内容：本件は、遠賀川流域における治水事業や流域治水、防災・減災、河川環境、河川管理、河川利用等に関する関係機関や地域で活動する住民団体等の情報を収集・整理し、その情報を広報紙として遠賀川流域住民等へ効率的・効果的に配布し、治水事業や流域治水、防災・減災及び河川環境保全等の意識啓発及び周知を図るものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 企画提案書の提出時において、令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「広告・宣伝」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成 25 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、下記に示す「同種又は類似業務」について 1 件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

 - 同種業務：遠賀川流域における住民活動についての取り組み情報の収集整理実績を有していること。
 - 類似業務：河川に関する広報資料作成の実績又は広報活動の実績を有している

こと。

- (5) 配置予定責任者は、企画競争実施にかかる説明書に記載しているいずれかの資格を有する者であること。

なお、資格所有の証明書類として、資格証の写し又は証明書等を添付すること。

- (6) 配置予定責任者は、平成25年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務：遠賀川流域における住民活動についての取り組み情報の収集整理実績を有していること。

○類似業務：河川に関する広報資料作成の実績又は広報活動の実績を有していること。

- (7) 遠賀川流域内市町村(飯塚市、嘉麻市、桂川町、田川市、川崎町、添田町、大任町、赤村、香春町、糸田町、福智町、直方市、小竹町、宮若市、北九州市八幡西区、中間市、鞍手町、遠賀町、水巻町、芦屋町、岡垣町)に本社(店)を有すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所経理課契約係

電話 0949-22-1836 (内線 225) F A X 0949-23-3453

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月1日から令和6年3月22日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書は交付場所での手交、電子メール又は郵送等による交付とし、郵送等による交付は郵送料等を別に必要とする。電子メール又は郵送等を希望する場合は、交付場所に問い合わせを行うこと。また、交付を受けた説明書等については、第3者への受渡を行ってはならない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年3月22日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールによること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

- (5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本案件は、当該案件に係る令和6年度予算が成立し、予算事務手続きが整った場合についてのみ、特定通知以降の手続きを行うことを条件とする。詳細は企画競争実施にかかる説明書による。
- (9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。